

定住促進補助事業について




小谷村へ定住される方に対して、当村では下記のとおり補助を行います。

記

別表 1（ポイント取得メニュー表）のとおり、各項目ごとにポイントを取得でき、当該ポイントを別表 2（助成メニュー）の中から任意に選択し、費用に充てることができます。

別表 1（ポイント取得メニュー表）

注 1：ポイントの上限：200P

<p>基本ポイント：移住者 1 人：5P</p> <p>移住者 4 人⇒5P×4 人=20P</p> 	<p>世帯主 39 歳以下 かつ配偶者あり（転入時）：50P</p> 
<p>子ども 1 人 (転入時満 12 歳以下)：100P</p> <p>子ども 2 人⇒100P×2 人=200P</p> 	<p>村内消防団への入団：10P</p> 
<p>新規就農：50P</p> 	<p>村内での起業：100P</p> 

※主たる業として就農・起業することを条件とし、両方同時にポイントを獲得することはできない

別表2（助成メニュー）

注1：各項目とも総費用の2/3以内を上限とする。

注2：耐久消費財の購入補助については、50万円の上限を設ける。

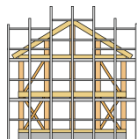
注3：当補助事業と村が行う他の補助事業との併用は、不可とする。

注4：利用者が本補助金の交付を受けるにあたっては、当村に5年以上定住することを条件とし、5年以内に他市町村に転出したときは、下表により算出された金額の返還を命じることができることとする。（補助金等交付規則第5条第6号による条件）

注5：ポイントの有効期限は、住民票上の異動日から3年間

例外：出生の場合は誕生日から起算して最長1年後まで申請可能。

住宅の新築・取得・改修費
（延床面積 50㎡以上の住居
が対象）



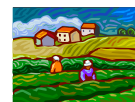
起業用店舗の新築・取得・改修費



起業用の資機材購入費
（上限 50万円）



農地取得費・賃借料
（面積 20a 以上）



農林業用資機材購入費
（トラクター・管理機等）
（上限 50万円）



ケーブルテレビ加入費
（工事費含む）



自動車購入費
（上限 50万円）



除雪機購入費
（上限 50万円）



ペレット（薪）ストーブ購入費
（上限 50万円）



経過年数	返還すべき金額
0～1年以内	補助金全額
1～2年以内	補助金額×80%
2～3年以内	補助金額×60%
3～4年以内	補助金額×40%
4～5年以内	補助金額×20%

(算出された金額のうち千円未満の金額があったときは切り捨てる。)

※ケース別の獲得ポイント

(例1-1) 30代夫婦と子ども2人の4人家族の場合



○取得ポイント

- 基本ポイント 5P×4人=20p
 - 世帯主年齢39歳以下かつ配偶者あり 50p
 - 子ども(12歳以下)1人当たり 100P×2人=200p
- $= 20P + 50P + 200P = 270 \rightarrow 200P$ (上限200pのため)

＝補助金額200万円

○助成メニュー

- 住宅を改修 240万円 × 2/3 = 160万円
 - ケーブルテレビ加入 5万円 × 2/3 = 3万円
 - 除雪機購入 200万円 × 2/3 = ~~133万円~~ (上限50万円)
- 37万円 (残額を充当)

合計 200万円

(例1-2) 上記の家族が世帯主の実家で同居する場合

○取得ポイント

$270P \times 1/2 = 135 \rightarrow 100P$ (上限100Pのため)

＝補助金額100万円



○助成メニュー

- ・ 住宅を改修 240万円 × 2/3 = ~~160万円~~ 100万円
- ・ ケーブルテレビ加入 5万円 × 2/3 = ~~3万円~~ 0円 (補助金
充当なし)
- ・ 除雪機購入 200万円 × 2/3 = ~~133万円~~ 0円
(//)

合計 100万円

(例2) 40代独身男性が新規就農

○取得ポイント

- ・ 基本ポイント 5P
- ・ 新規就農 50P

$$= 5P + 50P = \underline{55P}$$

＝補助金額55万円



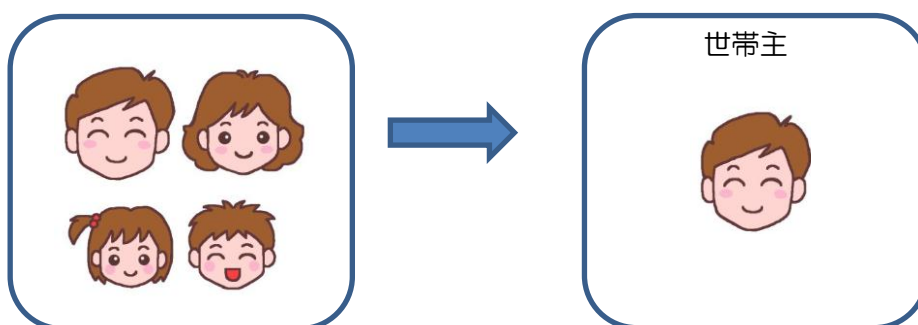
○助成メニュー

- ・ 農地20aを購入 50万円 × 2/3 = 33万円
- ・ 農業用機械を購入 100万円 × 2/3 = ~~66万円~~ (上限50万円)
22万円 (残額を充当)

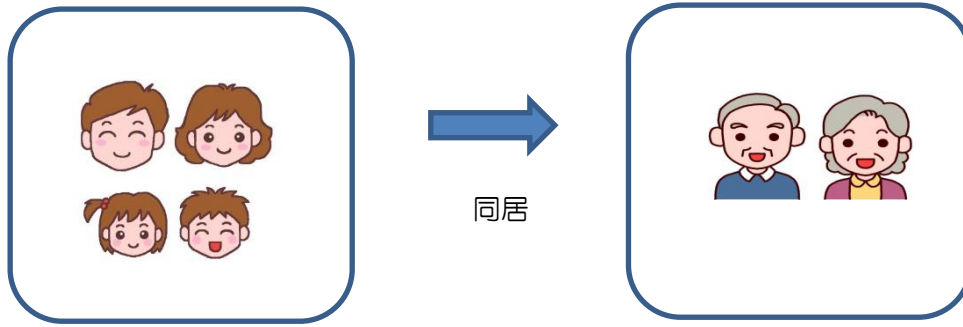
合計 55万円

○利用上の注意点

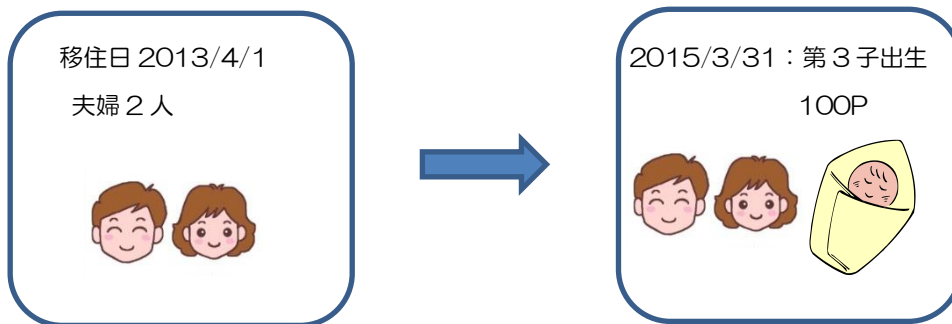
- ・ 同一世帯に複数の補助対象者がいる場合は、世帯主が申請するものとする。



- ・ 村内に在住する3親等以内の親族と同居する場合は、獲得ポイントを1/2に減ずる。(100ポイントを上限とする。小数点以下は切り捨て)

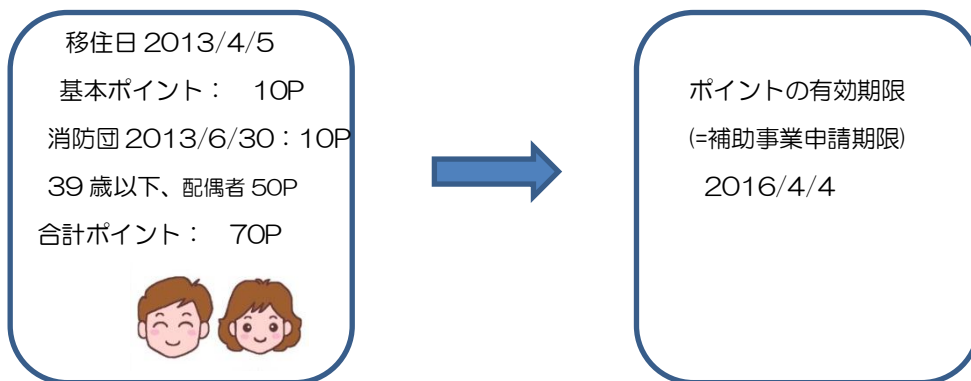


- 移住後に出生や起業などにより、当該項目に該当した場合もポイント獲得が可能。

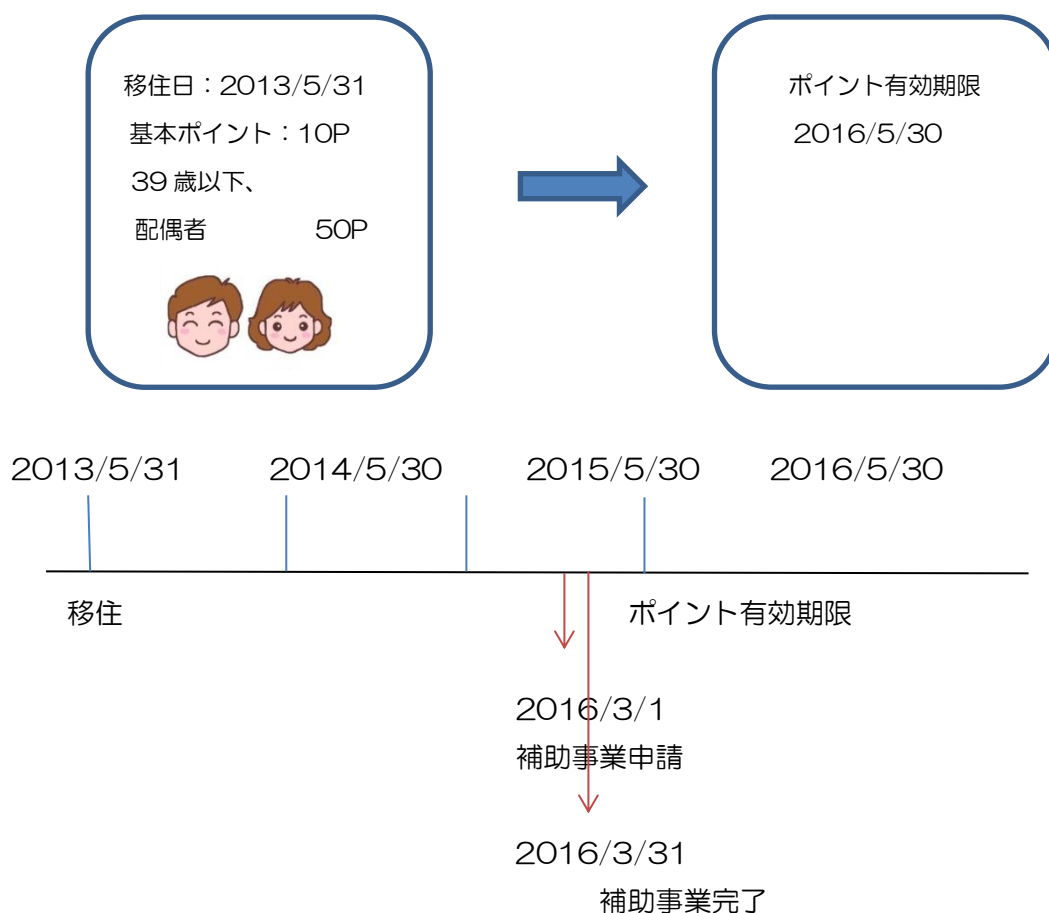


- ポイントの使用期限

住民票上の異動日から 3 年間

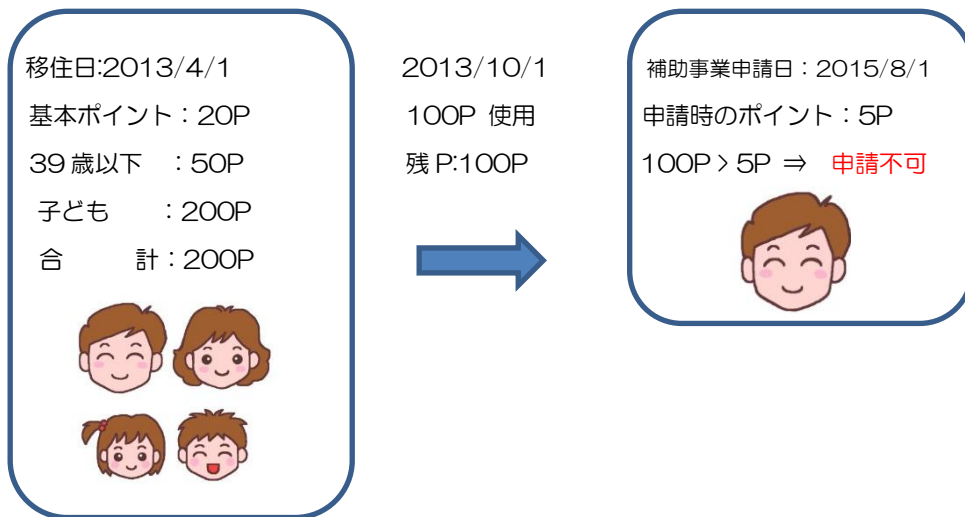
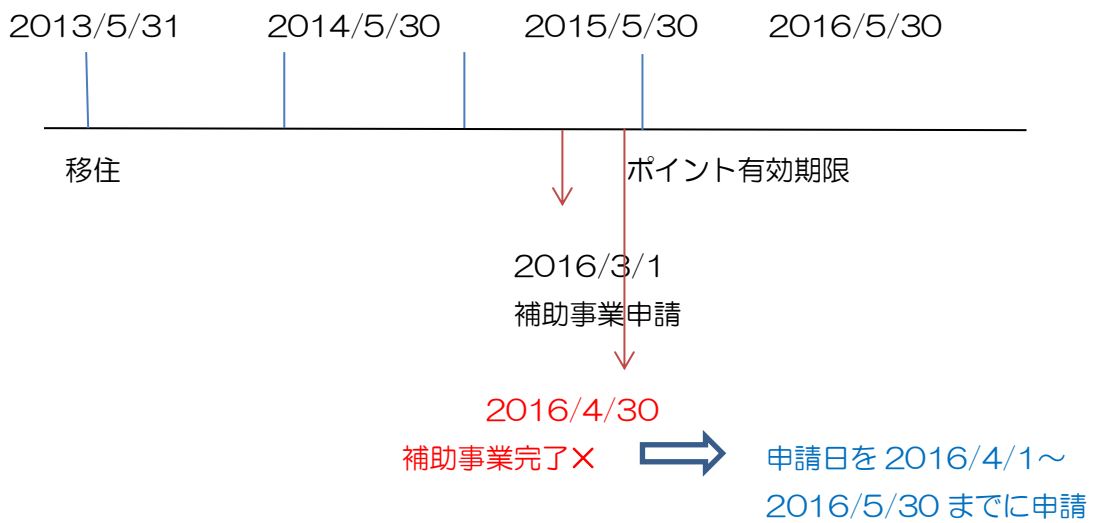


• 補助事業申請時の注意点

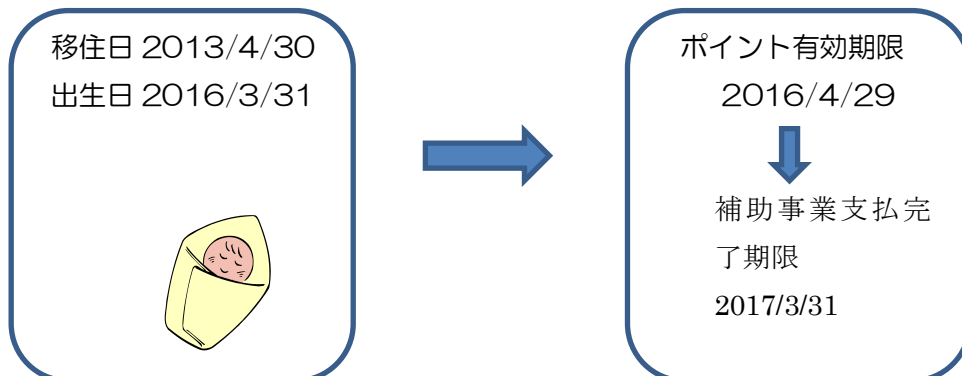


年度内に申請した場合は、その年度末まで（3/31）までに事業が完了していることが要件。

事業が完了する見込みのない場合は、申請を翌年度（4/1）以降に申請する。



例外：出生の場合は誕生日から起算して最長1年後まで申請可能。



○本補助事業の利用条件

- 当村に住民票を移された方。
- 2013/4/1 以降に当村に移住された方（住民票移動日）
- 以前に当村から転出した方は、直近の転出日から起算して 10 年以上経過していること。



転入日が 2013/4/1 以前は不可

- 市町村民税等の滞納が無いこと。
 - ① 個人の場合：納税証明書その 3 の 2（申告所得税、消費税、地方消費税）
納税証明書（直近/市町村）
 - ② 法人の場合：納税証明書（その 3 の 3）
納税証明書（都道府県・市町村）
- * 移住者が法人の代表を務める場合は、①、②の書類が必要。